

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、熊本県漁業調整規則（令和 2 年熊本県規則第 51 号）第 4 条第 19 号に規定するかご漁業（その他のかご漁業）につき、熊本県漁業調整規則第 11 条第 1 項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定める。

令和 7 年（2025 年）9 月 26 日

熊本県知事 木村 敬

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数 及び推進機関の馬力数	許可又は起業の 認可をすべき船 舶の数	漁業を営む者の資格
かご漁業	その他の かご漁業	① 火共第 1 号共同 漁業権漁場内	3 月 1 日から 11 月 30 日まで	船舶の総トン数及び推進機関 の馬力数：定めなし （許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数）	3 隻	1 宇城市三角町に住所を有 する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者
かご漁業	その他の かご漁業	① 火共第 2 号共同 漁業権漁場内	6 月 1 日から 7 月 31 日まで	船舶の総トン数及び推進機関 の馬力数：定めなし （許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数）	7 隻	1 八代市に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者
かご漁業	その他の かご漁業	① 別記 1 のとおり	3 月 1 日から 11 月 30 日まで	船舶の総トン数及び推進機関 の馬力数：定めなし （許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数）	5 隻	1 葦北郡芦北町に住所を有 する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者
かご漁業	その他の かご漁業	① 別記 2 のとおり	3 月 1 日から 11 月 30 日まで	船舶の総トン数及び推進機関 の馬力数：定めなし （許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数）	2 隻	1 葦北郡芦北町に住所を有 する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数 及び推進機関の馬力数	許可又は起業の 認可をすべき船 舶の数	漁業を営む者の資格
かご漁業	その他の かご漁業	① 別記 3 のとおり	3 月 1 日から 11 月 30 日まで	船舶の総トン数及び推進機関 の馬力数：定めなし (許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数)	3 隻	1 葦北郡津奈木町に住所を 有する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者
かご漁業	その他の かご漁業	① 別記 4 のとおり	3 月 1 日から 11 月 30 日まで	船舶の総トン数及び推進機関 の馬力数：定めなし (許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数)	6 隻	1 葦北郡津奈木町に住所を 有する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者
かご漁業	その他の かご漁業	① 火共第 4 号及び 同第 7 号共同漁業権 漁場内	3 月 1 日から 11 月 30 日まで	船舶の総トン数及び推進機関 の馬力数：定めなし (許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数)	6 隻	1 水俣市に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者
かご漁業	その他の かご漁業	① 別記 5 のとおり	3 月 1 日から 11 月 30 日まで	船舶の総トン数及び推進機関 の馬力数：定めなし (許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数)	1 隻	1 天草市有明町上津浦に住 所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者
かご漁業	その他の かご漁業	① 別記 6 のとおり	3 月 1 日から 11 月 30 日まで	船舶の総トン数及び推進機関 の馬力数：定めなし (許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数)	8 隻	1 天草市有明町大浦、須子に 住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者
かご漁業	その他の かご漁業	① 別記 7 のとおり	3 月 1 日から 11 月 30 日まで	船舶の総トン数及び推進機関 の馬力数：定めなし (許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数)	5 隻	1 天草市有明町大島子、小島 子に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数 及び推進機関の馬力数	許可又は起業の 認可をすべき船 舶の数	漁業を営む者の資格
かご漁業	その他の かご漁業	① 別記 8 のとおり	3 月 1 日から 11 月 30 日まで	船舶の総トン数及び推進機関 の馬力数：定めなし (許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数)	6 隻	1 上天草市龍ヶ岳町樋島に 住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者
かご漁業	その他の かご漁業	① 別記 9 のとおり	3 月 1 日から 11 月 30 日まで	船舶の総トン数及び推進機関 の馬力数：定めなし (許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数)	5 隻	1 上天草市龍ヶ岳町大道に 住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者
かご漁業	その他の かご漁業	① 別記 10 のとおり	3 月 1 日から 11 月 30 日まで	船舶の総トン数及び推進機関 の馬力数：定めなし (許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数)	7 隻	1 天草市栖本町に住所を有 する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者
かご漁業	その他の かご漁業	① 天共第 3 号共同 漁業権漁場内	3 月 1 日から 11 月 30 日まで	船舶の総トン数及び推進機関 の馬力数：定めなし (許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数)	16 隻	1 上天草市松島町合津、阿 村、及び天草市有明町楠甫 に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者
かご漁業	その他の かご漁業	① 別記 11 のとおり	3 月 1 日から 11 月 30 日まで	船舶の総トン数及び推進機関 の馬力数：定めなし (許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数)	1 隻	1 上天草市松島町合津に住 所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者
かご漁業	その他の かご漁業	① 別記 12 のとおり	3 月 1 日から 11 月 30 日まで	船舶の総トン数及び推進機関 の馬力数：定めなし (許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数)	68 隻	1 天草市御所浦町に住所を 有する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数 及び推進機関の馬力数	許可又は起業の 認可をすべき船 舶の数	漁業を営む者の資格
かご漁業	その他の かご漁業	① 別記 13 のとおり	3 月 1 日から 11 月 30 日まで	船舶の総トン数及び推進機関 の馬力数：定めなし (許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数)	3 隻	1 上天草市龍ヶ岳町高戸に 住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者
かご漁業	その他の かご漁業	① 別記 14 のとおり	3 月 1 日から 11 月 30 日まで	船舶の総トン数及び推進機関 の馬力数：定めなし (許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数)	10 隻	1 天草市楠浦町、下浦町に住 所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者
かご漁業	その他の かご漁業	① 別記 15 のとおり	3 月 1 日から 11 月 30 日まで	船舶の総トン数及び推進機関 の馬力数：定めなし (許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数)	8 隻	1 天草市東町、志柿町、瀬戸 町、北浜町、本渡町に住所 を有する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者
かご漁業	その他の かご漁業	① 別記 16 のとおり	3 月 1 日から 11 月 30 日まで	船舶の総トン数及び推進機関 の馬力数：定めなし (許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数)	3 隻	1 天草市佐伊津町、旭町に住 所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者
かご漁業	その他の かご漁業	① 別記 17 のとおり	3 月 1 日から 11 月 30 日まで	船舶の総トン数及び推進機関 の馬力数：定めなし (許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数)	2 隻	1 天草市五和町御領に住所 を有する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者
かご漁業	その他の かご漁業	① 別記 18 のとおり	3 月 1 日から 11 月 30 日まで	船舶の総トン数及び推進機関 の馬力数：定めなし (許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数)	1 隻	1 天草市五和町御領に住所 を有する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数 及び推進機関の馬力数	許可又は起業の 認可をすべき船 舶の数	漁業を営む者の資格
かご漁業	その他の かご漁業	① 別記 19 のとおり	3 月 1 日から 11 月 30 日まで	船舶の総トン数及び推進機関 の馬力数：定めなし (許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数)	5 隻	1 天草市五和町二江及び中 村町に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者
かご漁業	その他の かご漁業	① 別記 20 のとおり	3 月 1 日から 11 月 30 日まで	船舶の総トン数及び推進機関 の馬力数：定めなし (許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数)	11 隻	1 天草市天草町に住所を有 する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者
かご漁業	その他の かご漁業	① 別記 21 のとおり	3 月 1 日から 11 月 30 日まで	船舶の総トン数及び推進機関 の馬力数：定めなし (許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数)	5 隻	1 天草市河浦町崎津、河浦に 住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者
かご漁業	その他の かご漁業	① 別記 22 のとおり	3 月 1 日から 11 月 30 日まで	船舶の総トン数及び推進機関 の馬力数：定めなし (許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数)	26 隻	1 天草市新和町に住所を有 する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者
かご漁業	その他の かご漁業	① 別記 23 のとおり	3 月 1 日から 11 月 30 日まで	船舶の総トン数及び推進機関 の馬力数：定めなし (許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数)	11 隻	1 天草市河浦町河浦、宮野河 内に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者
かご漁業	その他の かご漁業	① 別記 24 のとおり	3 月 1 日から 11 月 30 日まで	船舶の総トン数及び推進機関 の馬力数：定めなし (許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数)	38 隻	1 天草市牛深町に住所を有 する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数 及び推進機関の馬力数	許可又は起業の 認可をすべき船 舶の数	漁業を営む者の資格
かご漁業	その他の かご漁業	① 別記 25 のとおり	3 月 1 日から 11 月 30 日まで	船舶の総トン数及び推進機関 の馬力数：定めなし (許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数)	10 隻	1 天草市久玉町に住所を有 する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者
かご漁業	その他の かご漁業	① 別記 26 のとおり	3 月 1 日から 11 月 30 日まで	船舶の総トン数及び推進機関 の馬力数：定めなし (許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数)	3 隻	1 天草市深海町に住所を有 する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者
かご漁業	その他の かご漁業	① 別記 27 のとおり	3 月 1 日から 11 月 30 日まで	船舶の総トン数及び推進機関 の馬力数：定めなし (許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数)	13 隻	1 天草市倉岳町に住所を有 するもの 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者
かご漁業	その他の かご漁業	① 別記 28 のとおり	3 月 1 日から 11 月 30 日まで	船舶の総トン数及び推進機関 の馬力数：定めなし (許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数)	4 隻	1 上天草市姫戸町に住所を 有する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者
かご漁業	その他の かご漁業	② 別記 29 のとおり	3 月 1 日から 11 月 30 日まで	船舶の総トン数及び推進機関 の馬力数：定めなし (許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数)	19 隻	1 上天草市大矢野町維和に 住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者
かご漁業	その他の かご漁業	② 別記 30 のとおり	3 月 1 日から 11 月 30 日まで	船舶の総トン数及び推進機関 の馬力数：定めなし (許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数)	5 隻	1 上天草市大矢野町登立に 住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数 及び推進機関の馬力数	許可又は起業の 認可をすべき船 舶の数	漁業を営む者の資格
かご漁業	その他の かご漁業	② 別記 31 のとおり	3 月 1 日から 11 月 30 日まで	船舶の総トン数及び推進機関 の馬力数：定めなし (許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数)	22 隻	1 上天草市大矢野町上、中に 住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者
かご漁業	その他の かご漁業	② 別記 32 のとおり	3 月 1 日から 11 月 30 日まで	船舶の総トン数及び推進機関 の馬力数：定めなし (許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数)	11 隻	1 上天草市大矢野町中に住 所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者
かご漁業	その他の かご漁業	② 天共第 2 号共同 漁業権漁場内	3 月 1 日から 11 月 30 日まで	船舶の総トン数及び推進機関 の馬力数：定めなし (許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数)	5 隻	1 上天草市大矢野町湯島に 住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和 7 年（2025 年）9 月 26 日から令和 7 年（2025 年）10 月 31 日まで

3 備考

(1) この公示に係る許可の有効期間は、令和 7 年（2025 年）12 月 1 日から令和 10 年（2028 年）11 月 30 日 までとする。

(2) この公示に係る許可又は起業の認可には、次に掲げる内容の条件を付する。

操業区域①の許可又は起業の認可

ア 免許を受けた漁業の操業を妨げてはならない。

イ 同時に使用するかごの数は、50 個を超えてはならない。

操業区域②の許可又は起業の認可

ア 免許を受けた漁業の操業を妨げてはならない。

イ 同時に使用するかごの数は、50 個を超えてはならない。

ウ 操業時間は、午後 4 時から翌日午前 6 時まででなければならない。

(3) この公示に係る共同漁業権は令和 5 年（2023 年）9 月 1 日に免許されたものとする。

別記1 操業区域（火共第3号共同漁業権漁場内田浦地先）

次の甲、イ、ロ、ハ、乙を結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

- 甲 八代市二見洲口町と葦北郡芦北町との境界「さいづつの鼻」突端
- 乙 芦北町大字海浦と芦北町大字鶴木山との境界
- イ 甲から上天草市姫戸町雨竜岬突端を見通した線上、甲から2,727メートルのところ
- ロ 芦北町沖合柴島北西端
- ハ 芦北町大字海浦と芦北町大字鶴木山との境界沖合白神瀬北西端

別記2 操業区域（火共第3号共同漁業権漁場内芦北地先）

次の甲、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ、ト、チ、乙を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

- 甲 芦北町大字海浦と芦北町大字鶴木山との海岸線における境界
- 乙 芦北町松が鼻
- イ 芦北町大字海浦と芦北町大字鶴木山との境界沖合の白神瀬北西端
- ロ 沖島西端と白神瀬頂点を見通した線から沖島西端を基点として右へ235度6分545メートルのところ
- ハ 沖島北西端から真方位0度・181メートルのところ
- ニ 木島南端から真方位180度・181メートルのところ
- ホ 乙から真方位351度30分・1,590メートルのところ
- へ 乙から真方位351度20分・354メートルのところ
- ト 芦北町と津奈木町との境界（福浦川尻中央点）
- チ 芦北町と津奈木町との福浦川尻右岸河川堤防と海岸堤防の接するところ

別記3 操業区域（火共第3号共同漁業権漁場内津奈木町地先）

次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ、ト、チ、リ、丁を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- 甲 芦北町松ヶ鼻（芦北町と津奈木町との境界より東へ一三〇メートル）
- 乙 芦北町木島南端
- 丙 津奈木町沖の島西端
- 丁 津奈木町犬瀬崎北西端

- 戊 水俣市西湯の児岬突端
- イ 芦北町と津奈木町との境界福浦川尻中央点
- ロ 甲から真方位三五一度二〇分三五四メートルのところ
- ハ 甲から真方位三五一度二〇分一五九〇メートルのところ
- ニ 乙から真方位一八〇度一八一メートルのところ
- ホ 丙から真方位〇度一八一メートルのところ
- ヘ 丙から真方位三三〇度二〇〇メートルのところ
- ト 丙と白神瀬頂点を見通した線から丙を基点として右へ二三五度六分五四五メートルのところ
- チ 丁と戊を見通した線から丁を基点として右へ七二度四七分二〇九〇メートルのところ
- リ 丁から戊を見通した線上、丁から八〇〇メートルのところ

別記 4 操業区域（火共第 3 号共同漁業権漁場内津奈木町地先及び同第 5 号共同漁業権漁場内）

次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ及びルを順次に結んだ線並びにオとワを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- 甲 芦北町松ヶ鼻（芦北町と津奈木町との境界より東へ一三〇メートル）
- 乙 芦北町木島南端
- 丙 津奈木町沖の島西端
- 丁 津奈木町犬瀬崎北西端
- 戊 水俣市西湯の児岬突端
- イ 芦北町と津奈木町との境界福浦川尻中央点
- ロ 甲から真方位三五一度二〇分三五四メートルのところ
- ハ 甲から真方位三五一度二〇分一五九〇メートルのところ
- ニ 乙から真方位一八〇度一八一メートルのところ
- ホ 丙から真方位〇度一八一メートルのところ
- ヘ 丙から真方位三三〇度二〇〇メートルのところ
- ト 丙と白神瀬頂点を見通した線から丙を基点として右へ二三五度六分五四五メートルのところ

チ 丁と戌を見通した線から丁を基点として右へ七二度四七分二〇九〇メートルのところ
リ 丁から戌を見通した線上、丁から八〇〇メートルのところ
ヌ ルから丁を見通した線とチからリを見通した線の延長とが交わる場所
ル 水俣市湯の児中島頂点
オ 水俣市湯の児観月橋北東端取付部
ワ 水俣市湯の児観月橋南東端取付部

別記 5 操業区域（上津浦地先）

次の基点 1、ア、イ、基点 2 を順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線により囲まれた区域

基点 1 熊本県漁場基点天第 109 号（天草市有明町（以下、「有明町」という。）下津浦と有明町小島子との海岸線における境界）

基点 2 有明町赤崎と有明町上津浦との海岸線における境界

ア 基点 1 から長崎県南島原市宮崎鼻を見通した線上 2,200 メートルのところ

イ 基点 1 から長崎県南島原市口之津灯台を見通した線上 1,800 メートルのところ

別記 6 操業区域（大浦・須子）

次の基点 1、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、基点 3 を順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点 1 天草市有明町（以下、「有明町」という。）楠甫と有明町大浦との境界

基点 2 熊本県漁場基点天第 96 号（有明町飛龍島北端）

基点 3 熊本県漁場基点天第 102 号（有明町須子と有明町赤崎との境界）

ア 基点 1 から真方位 67 度、126 メートルのところ

イ 有明町竜崎から真方位 185 度、417 メートルのところ

ウ 有明町竜崎から真方位 105 度、540 メートルのところ

エ 有明町竜崎から真方位 42 度、900 メートルのところ

オ 有明町飛龍島頂点から真方位 45 度、630 メートルのところ

カ 基点 2 と上天草市大矢野町（以下、「大矢野町」という。）湯島東端を見通した線から基点 2 を基点として右へ 19 度 58 分、900 メートルのところ

キ 有明町大浦恵比須鼻から大矢野町湯島山頂を見通した線上、恵比須鼻から 2,200 メートルのところ

ク 基点 3 と大矢野町湯島灯台を見通した線から基点 3 を基点として右へ 341 度 45 分、2,200 メートルのところ

別記 7 操業区域（島子地先）

次の基点 1、ア、イ、基点 2 を順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点 1 熊本県漁場基点天第 109 号（天草市有明町（以下、「有明町」という。）上津浦と島子との海岸線における漁業権の境界）

基点 2 熊本県漁場基点天第 111 号（天草市志柿町と天草市有明町との境界）

ア 基点 1 から長崎県南島原市宮崎鼻を見通した線上、基点 1 から 2,200 メートルのところ

イ 基点 2 から天草市五和町亀島北東端を見通した線上、基点 2 から 3,300 メートルのところ

別記 8 操業区域（樋島地先）

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、アを順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線により囲まれた区域

基点 1 熊本県漁場基点天第 242 号（上天草市龍ヶ岳町（以下、「龍ヶ岳町」という。）と同市姫戸町（以下、「姫戸町」という。）との海岸線における境界）

基点 2 熊本県漁場基点天第 233 号（龍ヶ岳町唐網代鼻南端）

基点 3 熊本県漁場基点天第 236 号（龍ヶ岳町樋島南端）

基点 4 熊本県漁場基点天第 239 号（龍ヶ岳町樋島琵琶の首東端）

ア 基点 2 と天草市御所浦町（以下「御所浦町」という。）与一ヶ浦港防波堤灯台を見通した線から基点 2 を基点として右へ 254 度 25 分、3,928 メートルのところ

イ 基点 3 と御所浦町嵐口山山頂を見通した線から基点 3 を基点として右へ 325 度 8 分、1,500 メートルのところ

ウ 基点 3 と葦北郡芦北町殿島山頂を見通した線から基点 3 を基点として右へ 27 度 5 分、1,500 メートルのところ

エ 基点 4 と葦北郡芦北町柴島山頂を見通した線から基点 4 を基点として右へ 10 度 8 分、1,100 メートルのところ

オ 龍ヶ岳町黒島北端から八代市鼠蔵山山頂を見通した線上、黒島北端から 1,000 メートルのところ

カ 基点 1 と姫戸町赤島南端を見通した線から基点 1 を基点として右へ 7 度 45 分、1,260 メートルのところ

キ 姫戸町赤島北西端から龍ヶ岳町和田鼻東端を見通した線上、赤島北西端から 980 メートルのところ

ク 龍ヶ岳町山下鼻から真方位 340 度、540 メートルのところ

ケ 龍ヶ岳町和田の鼻東端から真方位 125 度、180 メートルのところ

コ 龍ヶ岳町坊主島東端から真方位 90 度、90 メートルのところ

サ 龍ヶ岳町櫛島東端から真方位 115 度、126 メートルのところ

シ 龍ヶ岳町櫛島南東端と龍ヶ岳町樋島最近部との中央点

別記 9 操業区域（大道地先）

次の基点 1、基点 9、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タを順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線により囲まれた区域

基点 1 熊本県漁場基点天第 227 号（上天草市龍ヶ岳町（以下、「龍ヶ岳町」という。）切支丹鼻南端）

基点 2 熊本県漁場基点天第 219 の 1 号（龍ヶ岳町ダテク島南端）

基点 3 熊本県漁場基点天第 230 号（天草市御所浦町（以下、「御所浦町」という。）猿子島北西端）

基点 4 熊本県漁場基点天第 231 号（御所浦町横浦島北端）

基点 5 熊本県漁場基点天第 233 号（龍ヶ岳町唐網代鼻南端）

基点 6 熊本県漁場基点天第 229 号（龍ヶ岳町横島南端）

基点 7 熊本県漁場基点天第 232 号（龍ヶ岳町大道漁港池の浦東側防波堤北西端）

基点 8 熊本県漁場基点天第 222 号（御所浦町困窮島北端）

基点 9 熊本県漁場基点天第 228 号（龍ヶ岳町横島北端）

基点 10 熊本県漁場基点天第 266 号（御所浦町嵐口崎北端）

ア 横島西海岸線における龍ヶ岳町と天草市倉岳町との境界

イ 基点 6 と基点 7 を見通した線から基点 6 を基点として右へ 170 度 30 分、1,000 メートルのところ

ウ 基点 6 と基点 7 を見通した線から基点 6 を基点として右へ 171 度 55 分、2,295 メートルのところ

エ 基点 2 と天草市戸の崎南端を見通した線から基点 2 を基点として右へ 21 度 25 分、1,100 メートルのところ

オ 基点 2 から天草市新和町鍋割山山頂を見通した線上、基点 2 から 1,100 メートルのところ

カ 基点 2 から御所浦町牧島大通越鼻を見通した線上、基点 2 から 220 メートルのところ

キ 基点 2 と大通越鼻を見通した線から基点 2 を基点として右へ 296 度 3 分、310 メートルのところ

ク 基点 8 から龍ヶ岳町瓢箪島山頂を見通した線上、基点 8 から 270 メートルのところ

ケ 基点 8 から御所浦町横浦島南端を見通した線上、基点 8 から 180 メートルのところ

コ 基点 3 と龍ヶ岳町楠森島小手出鼻を見通した線から基点 3 を基点として右へ 4 度 23 分、450 メートルのところ

サ 基点 6 から御所浦町牧島ヤキ崎東端を見通した線上、基点 6 から 900 メートルのところ

シ 基点 4 と基点 9 を見通した線から基点 4 を基点として右へ 354 度 30 分、360 メートルのところ

ス 基点 5 と基点 4 を見通した線から基点 5 を基点として右へ 354 度 3 分、270 メートルのところ

セ 基点 5 と御所浦町与一ヶ浦港防波堤灯台を見通した線から基点 5 を基点として右へ 295 度 52 分、1,435 メートルのところ

ソ タから真方位 191 度 30 分の線が、セからチを見通した線と交わるところ

タ 龍ヶ岳町松が鼻南端（松が鼻灯台）

チ 基点 10 と龍ヶ岳町櫛島東端を見通した線から基点 10 を基点として右へ 5 度 15 分、2,370 メートルのところ

別記 10 操業区域（栖本地先）

次の基点 1、ア、イ、ウを順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線により囲まれた区域

基点 1 熊本県漁場基点天第 215 号（天草市下浦町と天草市栖本町（以下、「栖本町」という。）との海岸線における境界（船瀬鼻南端））

ア 基点 1 から天草市御所浦町（以下、「御所浦町」という。）黒島南西端を見通した線上、基点 1 から 900 メートルのところ

イ 天草市倉岳町（以下、「倉岳町」という。）阿房の浦橋東角から御所浦町黒島北東端を見通した線上、阿房の浦橋東角から 1,700 メートルのところ

ウ 倉岳町と栖本町との海岸線における境界

別記 11 操業区域（松楠地先）

次の基点 1、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、基点 5 を順次に結んだ線、タ、チを結んだ線及び最大高潮時海岸線により囲まれた区域。

ただし、ケ、コ間は瀬戸の中央点とする。

基点 1 天草市有明町（以下、「有明町」という。）楠甫と有明町大浦との境界

基点 2 熊本県漁場基点天第 96 号（有明町飛龍島北端）

基点 3 熊本県漁場基点天第 84 号（上天草市松島町（以下、「松島町」という。）高杣島北西端）

基点 4 熊本県漁場基点天第 64 号（松島町船人島北端）

基点 5 松島町合津と松島町阿村との境界点の位置

ア 基点 1 から真方位 67 度、126 メートルのところ

イ 有明町竜崎から真方位 185 度、417 メートルのところ

ウ 有明町竜崎から真方位 105 度、540 メートルのところ

エ 有明町竜崎から真方位 42 度、900 メートルのところ

オ 有明町飛龍島頂点から真方位 45 度、630 メートルのところ

カ 基点 2 と上天草市大矢野町（以下、「大矢野町」という。）湯島東端を見通した線から基点 2 を基点として右へ 19 度 58 分、900 メートルのところ

キ 基点 3 と大矢野町湯島南西端を見通した線から基点 3 を基点として右へ 353 度 50 分、1,100 メートルのところ

- ク 基点3と大矢野町鳩の釜西端を見通した線から基点3を基点として右へ352度30分、720メートルのところ
- ケ 松島町永浦島西端と大矢野町小泊の鼻とを結んだ線の中央点
- コ 永浦島北東端と大矢野町中丸山鼻東端とを結んだ線の中央点
- サ 基点4から大矢野町中新開黒岩鼻を見通した線上、基点4から540メートルのところ
- シ 基点4から真方位275度、360メートルのところ
- ス 松島町前島北端から真方位10度、54メートルのところ
- セ 松島町前島東端から真方位90度、90メートルのところ
- ソ 基点5から真方位310度、200メートルのところ
- タ 松島町教良木園部新地樋門中央
- チ タと松島町教良木天草広域連合松島地区清掃センター煙突中央を見通した線からタを基点として右へ242度の線が対岸と交わるところ

別記12 操業区域（御所浦地先）

次の基点1、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ、チ、ツ、テ、基点11を順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線により囲まれた区域

- 基点1 熊本県漁場基点天第265号（天草市御所浦町（以下、「御所浦町」という。）田の尻川河口中央）
- 基点2 熊本県漁場基点天第410号（御所浦町大浦ウサギ鼻突端）
- 基点3 熊本県漁場基点天第263号（御所浦町ノサバ崎南西端）
- 基点4 熊本県漁場基点天第219の1号（上天草市龍ヶ岳町（以下、「龍ヶ岳町」という。）ダテク島南端）
- 基点5 熊本県漁場基点天第222号（御所浦町困窮島北端）
- 基点6 熊本県漁場基点天第230号（御所浦町猿子島北西端）
- 基点7 熊本県漁場基点天第229号（龍ヶ岳町横島南端）
- 基点8 熊本県漁場基点天第231号（御所浦町横浦島北端）
- 基点9 熊本県漁場基点天第228号（龍ヶ岳町横島北端）
- 基点10 熊本県漁場基点天第233号（龍ヶ岳町唐網代鼻南端）
- 基点11 御所浦町大岩
- ア 基点1と葦北郡津奈木町肥後沖島灯台を見通した線から基点1を基点として右へ16度58分、1,600メートルのところ
- イ 基点2と鹿児島県獅子島木崎鼻を見通した線から基点2を基点として右へ201度15分、2,565メートルのところ
- ウ 基点2と獅子島木崎鼻を見通した線から基点2を基点として右へ296度、1,100メートルのところ

- エ 基点 3 と獅子島木崎鼻を見通した線から基点 3 を基点として右へ 339 度 23 分、1,100 メートルのところ
- オ 鹿児島県出水郡長島町ダグイ崎の突端から 116 度、3,350 メートルのところ
- カ 御所浦町葛龍島西端から獅子島野島南端を見通した線上、葛龍島西端から 720 メートルのところ
- キ 御所浦町黒島南西端から天草市新和町（以下、「新和町」という。）惣津島山頂を見通した線上、黒島南西端から 1,100 メートルのところ
- ク 御所浦町牧島マネキ崎から新和町横島北端を見通した線上、マネキ崎から 1,100 メートルのところ
- ケ 基点 4 から新和町鍋割山山頂を見通した線上、基点 4 から 1,100 メートルのところ
- コ 基点 4 から御所浦町牧島大通越鼻を見通した線上、基点 4 から 220 メートルのところ
- サ 基点 4 と大通越を見通した線から基点 4 を基点として右へ 296 度 3 分、310 メートルのところ
- シ 基点 5 から龍ヶ岳町瓢箪島山頂を見通した線上、基点 5 から 270 メートルのところ
- ス 基点 5 から御所浦町横浦島南端を見通した線上、基点 5 から 180 メートルのところ
- セ 基点 6 と龍ヶ岳町楠森島小手出鼻を見通した線から基点 6 を基点として右へ 4 度 23 分、450 メートルのところ
- ソ 基点 7 から牧島ヤキ崎東端を見通した線上、基点 7 から 900 メートルのところ
- タ 基点 8 と基点 9 を見通した線から基点 8 を基点として右へ 354 度 30 分、360 メートルのところ
- チ 基点 10 と基点 8 を見通した線から基点 10 を基点として右へ 354 度 3 分、270 メートルのところ
- ツ 基点 10 と御所浦町与一ヶ浦港防波堤灯台を見通した線から基点 10 を基点として右へ 295 度 52 分、1,435 メートルのところ
- テ 基点 11 から真方位 0 度（真北）、460 メートルのところ

別記 13 操業区域（高戸地先）

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、基点 2 を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線により囲まれた区域

基点 1 熊本県漁場基点天第 266 号（天草市御所浦町嵐口崎北端）

基点 2 熊本県漁場基点天第 242 号（上天草市龍ヶ岳町（以下、「龍ヶ岳町」という。）と上天草市姫戸町（以下、「姫戸町」という。）との海岸線における境界）

基点 3 熊本県漁場基点天第 233 号（龍ヶ岳町網代鼻南端）

ア 龍ヶ岳町松ヶ鼻南端（松ヶ鼻灯台）

イ アから真方位 191 度 30 分の線が、シからウを見通した線と交わる場所

ウ 基点 1 と龍ヶ岳町櫛島東端を見通した線から基点 1 を基点として右へ 5 度 15 分、2,370 メートルのところ

エ 基点 3 と与一ヶ浦港防波堤灯台を見通した線から基点 3 を基点として右へ 254 度 25 分、3,928 メートルのところ

オ 龍ヶ岳町櫛島南東端と龍ヶ岳町樋島最近部との中央点

- カ 龍ヶ岳町櫛島東端から真方位 115 度、126 メートルのところ
- キ 龍ヶ岳町坊主島東端から真方位 90 度、90 メートルのところ
- ク 龍ヶ岳町和田鼻東端から真方位 125 度、180 メートルのところ
- ケ 龍ヶ岳町山下の鼻から真方位 340 度、540 メートルのところ
- コ 姫戸町赤島北西端から龍ヶ岳町和田の鼻東端を見通した線上、赤島北西端から 980 メートルのところ
- サ 基点 2 と姫戸町赤島南端を見通した線から基点 2 を基点として右へ 7 度 45 分、1,260 メートルのところ
- シ 基点 3 と与一ヶ浦港防波堤灯台を見通した線から基点 3 を基点として右へ 295 度 52 分、1,435 メートルのところ

別記 14 操業区域（天共第 10 号共同漁業権漁場内 旧本渡市地先）

次の基点 1、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、基点 2 を順次結んだ線、及びクとケを結んだ線と最大高潮時海岸線により囲まれた区域
基点 1 天草市楠浦町（以下、「楠浦町」という。）と天草市新和町（以下、「新和町」という。）との海岸線における境界

基点 2 熊本県漁場基点天第 215 号（天草市下浦町と天草市栖本町との海岸線における境界（船瀬鼻南端））

- ア 基点 1 から真方位 105 度の線が最大高潮時対岸に至る線上、基点 1 と対岸との中央点
- イ 楠浦町観音東端から榎浦西の鼻を見通した線上、観音東端と榎浦西の鼻との中央点
- ウ 榎浦北の鼻から真方位 305 度、180 メートルのところ
- エ 天草市上血塚島西端から真方位 244 度、540 メートルのところ
- オ 天草市戸の崎から新和町新田北端を見通した線上、戸の崎から 540 メートルのところ
- カ 戸の崎から新和町横島北端を見通した線上、戸の崎と横島北端との中央点
- キ 基点 2 から天草市御所浦町黒島南西端を見通した線上、基点 2 から 900 メートルのところ
- ク 楠浦町大門港記念碑
- ケ 天草市志柿町十文字新開北側樋門

別記 15 操業区域（天共第 5 号共同漁業権漁場内 旧本渡市地先）

次のア、イ、ウを順次に結んだ線以南の天共第 5 号共同漁業権漁場内

- ア 天草市志柿町と天草市有明町との海岸線における境界点
- イ アから天草市五和町亀島北東端を見通した線上、アから 3,300 メートルのところ
- ウ 天草市本渡町と天草市佐伊津町との海岸線における境界

別記 16 操業区域（佐伊津地先）

次のア、イ、ウ、基点 1 を順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線により囲まれた区域

基点 1 熊本県漁場基点天第 118 号（天草市佐伊津町（以下、「佐伊津町」という。）と天草市五和町（以下、「五和町」という。）御領との旧海岸線における境界）

ア 天草市本渡町広瀬と佐伊津町との海岸線における境界

イ 天草市志柿町と天草市有明町との海岸線における境界から五和町亀島北東端を見通した線上 3,000 メートルのところ

ウ 基点 1 から上天草市松島町高杓島頂点を見通した線から基点 1 を基点として右へ 358 度 55 分、2,700 メートルのところ

別記 17 操業区域（五和町御領地先）

次の基点 1、ア、イ、ウ、基点 3 を順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線により囲まれた区域

基点 1 熊本県漁場基点天第 118 号（天草市佐伊津町と天草市五和町（以下、「五和町」という。）との旧海岸線における境界）

基点 2 熊本県漁場基点天第 121 号（五和町長崎鼻東端）

基点 3 熊本県漁場基点天第 124 号（五和町鬼池港防波堤灯台）

ア 基点 1 と上天草市松島町高杓島山頂を見通した線から、基点 1 を基点として右へ 358 度 55 分、2,700 メートルのところ

イ 基点 2 と上天草市大矢野町湯島（以下、湯島という。）山頂を見通した線から、基点 2 を基点として右へ 15 度、1,800 メートルのところ

ウ 基点 3 と湯島山頂を見通した線から、基点 3 を基点として右へ 6 度 10 分、1,800 メートルのところ

別記 18 操業区域（五和町御領地先及び佐伊津地先）

次のア、イ、ウ、基点 1 を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線により囲まれた区域（天共第 5 号共同漁業権漁場内佐伊津地先）及び基点 1、ウ、エ、オ、基点 4 を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線により囲まれた区域（天共第 6 号共同漁業権漁場内御領地先）。

基点 1 熊本県漁場基点天第 118 号（天草市佐伊津町（以下、「佐伊津町」という。）と天草市五和町（以下、「五和町」という。）御領との旧海岸線における境界）

基点 2 熊本県漁場基点第 111 号（天草市志柿町と天草市有明町大島子との境界）

基点 3 熊本県漁場基点天第 121 号（五和町長崎鼻東端）

基点 4 熊本県漁場基点天第 124 号（五和町鬼池港防波堤灯台）

- ア 天草市本渡町広瀬と佐伊津町との海岸線における境界
- イ 基点 2 から五和町亀島北東端を見通した線上、基点 2 から 3,300 メートルのところ
- ウ 基点 1 と上天草市松島町高杣島山頂を見通した線から、基点 1 を基点として右へ 358 度 55 分、2,700 メートルのところ
- エ 基点 3 と上天草市大矢野町湯島（以下、「湯島」という。）山頂を見通した線から、基点 3 を基点として右へ 15 度、1,800 メートルのところ
- オ 基点 4 と湯島山頂を見通した線から、基点 4 を基点として右へ 6 度 10 分、1,800 メートルのところ

別記 19 操業区域（二江地先）

- 次の基点 1、ア、イ、ウ、エ、基点 3 を順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線により囲まれた区域
- 基点 1 天草市五和町二江（以下、「五和町」という。）と同町鬼池との海岸線における境界（コーゴ岩）
- 基点 2 熊本県漁場基点天第 128 号（五和町五通岩灯台）
- 基点 3 熊本県漁場基点天第 130 号（五和町通詞島三角点と五通岩を見通した線から通詞島三角点を基点として右へ 160 度 47 分の線が陸岸と交わるところからその線の延長上 20.4 メートルのところ）
- ア 基点 1 より長崎県南島原市ゴンダ鼻を見通した線上、2,700 メートルのところ
 - イ 基点 2 と五和町通詞島山頂を見通した線から基点 2 を基点として右へ 180 度、500 メートルのところ
 - ウ 基点 2 と天草郡苓北町鶴瀬岬を見通した線から基点 2 を基点として右へ 34 度 1 分、3,520 メートルのところ
 - エ 基点 3 と五和町通詞島南西端を見通した線から基点 3 を基点として右へ 342 度 46 分、1,980 メートルのところ

別記 20 操業区域（天草町地先）

- 次の基点 1、ア、イ、ウ、エ、オ、基点 2 を順次に結んだ線及びカとキを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
- 基点 1 熊本県漁場基点天第 137 号（天草郡苓北町（以下、「苓北町」という。）と天草市天草町（以下、「天草町」という。）との海岸線における境界）
- 基点 2 熊本県漁場基点天第 151 号（天草市魚貫町と天草町との海岸線における境界）
- ア 基点 1 と苓北町四季咲岬西端を見通した線から基点 1 を基点として右へ 311 度 48 分、2,800 メートルのところ
 - イ 天草町高浜灯台と天草町下大瀬頂点を見通した線から高浜灯台を基点として右へ 39 度 30 分、2,550 メートルのところ
 - ウ 天草町大江と天草町高浜との海岸線における境界から天草町大ヶ瀬（魚見瀬）頂点を見通した線上、天草町大江と天草町高浜との海岸線における境界から 1,800 メートルのところ
 - エ 天草町大江毛足山山頂から天草町小ヶ瀬頂点を見通した線上、小ヶ瀬頂点から 200 メートルのところ

オ 基点 2 と天草町小ヶ瀬頂点を見通した線から基点 2 を基点として右へ 314 度 28 分、1,080 メートルのところ

カ 天草市河浦町（以下、「河浦町」という。）崎津と天草町大江との北側境界

キ 河浦町崎津と天草町大江との南側境界

別記 21 操業区域（崎津地先）

次のア、イを結んだ線及びウ、エを結んだ線と最大高潮時海岸線により囲まれた区域

ア 天草市河浦町（以下、「河浦町」という。）と天草市天草町（以下、「天草町」という。）との北側境界

イ 河浦町と天草町との南側境界

ウ 河浦町今富鬼塚湖外岸壁の東端

エ ウからオを見通した線が最大高潮時海岸線と交わる場所

オ 河浦町今富四方須と日尻返の境界が河浦町河浦竹崎と交わる場所

別記 22 操業区域（新和地先）

次の基点 1、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、基点 5 を順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線により囲まれた区域

基点 1 天草市新和町（以下、「新和町」という。）と天草市河浦町（以下、「河浦町」という。）との海岸線における境界

基点 2 熊本県漁場基点天第 194 号（新和町二本木丸瀬鼻南端）

基点 3 熊本県漁場基点天第 183 号（河浦町宮野河内女岳押落し鼻東端）

基点 4 熊本県漁場基点天第 215 号（天草市下浦町（以下、「下浦町」という。）と天草市栖本町との海岸線における境界（船瀬鼻南端））

基点 5 天草市楠浦町（以下、「楠浦町」という。）と新和町との海岸線における境界

ア 基点 1 から真方位 156 度 30 分、1,620 メートルのところ

イ 基点 2 から真方位 207 度 30 分、632 メートルのところ

ウ 基点 3 から鹿児島県野島山頂を見通した線から基点 3 を基点として右へ 1 度 40 分、2,000 メートルのところ

エ 新和町立の鼻から天草市御所浦町（以下、「御所浦町」という。）葛島山頂を見通した線上、立の鼻から 1,260 メートルのところ

オ 基点 4 から御所浦町黒島南西端を見通した線上、基点 4 から 900 メートルのところ

カ 下浦町戸の崎から新和町横島北端を見通した線上、戸の崎と横島北端との中央点

キ 戸の崎から新和町新田北端を見通した線上、戸の崎から 540 メートルのところ

ク 天草市上血塚島西端から真方位 238 度、540 メートルのところ

ケ 新和町檜浦北の鼻から真方位 299 度、180 メートルのところ

- コ 楠浦町観音東端から檜浦西の鼻を見通した線上、観音東端と檜浦西の鼻との中央点
- サ 基点 5 と基点 5 から真方位 99 度の線が対岸の最大高潮時線と交わる点との中央点

別記 23 操業区域（宮野河内地先）

次の基点 1、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、基点 5 を順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線により囲まれた区域

基点 1 天草市新和町（以下、「新和町」という。）と天草市河浦町（以下、「河浦町」という。）との海岸線における境界

基点 2 熊本県漁場基点天第 194 号（新和町二本木丸瀬鼻南端）

基点 3 熊本県漁場基点天第 183 号（河浦町宮野河内女岳の押落し鼻東端）

基点 4 熊本県漁場基点天第 181 号（河浦町上の島灯台）

基点 5 熊本県漁場基点天第 179 号（天草市深海町と河浦町宮野河内との海岸線における漁業権の境界）

ア 基点 1 から真方位 156 度 30 分、1,620 メートルのところ

イ 基点 2 から真方位 207 度 30 分、632 メートルのところ

ウ 基点 3 から鹿児島県野島山頂を見通した線から基点 3 を基点として右へ 1 度 40 分、2,000 メートルのところ

エ 基点 3 と鹿児島県待島山頂を見通した線から基点 3 を基点として右へ 354 度 10 分、1,800 メートルのところ

オ 基点 4 と鹿児島県諸浦島黒崎の鼻を見通した線から基点 4 を基点として右へ 17 度、300 メートルのところ

カ 基点 5 と河浦町産島南西端を見通した線から基点 5 を基点として右へ 10 度 43 分の線と新和町立の鼻から河浦町上の島西端を見通した線が交わるころ

別記 24 操業区域（牛深町地先）

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シを順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線により囲まれた区域。

基点 1 熊本県漁場基点天第 161 号（天草市法ヶ島南東端）

ア 天草市牛深町（以下、「牛深町」という。）と天草市魚貫町（以下、「魚貫町」という。）の海岸線における境界

イ 牛深町と魚貫町の海岸線における境界から真方位 295 度、1,100 メートルのところ

ウ 天草市桑島三角点から真方位 355 度 20 分、2,040 メートルのところ

エ 天草市桑島三角点から真方位 323 度 20 分、3,110 メートルのところ

オ 天草市大島灯台から天草市沖の瀬頂点を見通した線上、沖の瀬頂点から 900 メートルのところ

カ 天草市大島灯台から天草市片島山頂を見通した線上、片島南端から 1,100 メートルのところ

キ 天草市砂月中神島南端から牛深町ガン瀬頂点を見通した線上、ガン瀬南端から 1,100 メートルのところ

- ク 基点1と天草市築島東端を見通した線から基点1を基点として右へ307度40分、2,000メートルのところ
- ケ 熊本県漁場基点天第169号（天草市戸島崩の鼻突端）から真方位173度、1,570メートルのところ
- コ 天草市勝崎南端から真方位200度、720メートルのところ
- サ 牛深町と天草市久玉町（以下、「久玉町」という。）との境界（コンド鼻）から真方位101度47分、540メートルのところ
- シ 牛深町と久玉町との境界（コンド鼻）

別記25 操業区域（天共第9号共同漁業権漁場内 久玉地先）

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、及びケ、コを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点天第169号（天草市戸島崩の鼻突端）

ア 天草市久玉町（以下、「久玉町」という。）と天草市深海町（以下、「深海町」という。）との境界ニッ石

イ 久玉町と深海町との境界ニッ石から鹿児島県長島行人岳を見通した線と久玉町小松崎から久玉町赤島北端を見通した線とが交わる

ウ 赤島北端から鹿児島県長島北方崎鳴瀬鼻を見通した線上、赤島北端から540メートルのところ

エ 基点1と長島行人岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ347度30分、940メートルのところ

オ 基点1から真方位173度、1,570メートルのところ

カ 天草市勝崎南端から真方位200度、720メートルのところ

キ 天草市牛深町（以下、「牛深町」という。）と久玉町との境界（コンド鼻）から真方位101度47分、540メートルのところ

ク 牛深町と久玉町との境界（コンド鼻）

ケ 久玉町と深海町との境界黒崎

コ 久玉町と深海町との境界東側

別記26 操業区域（深海地先）

次の基点1、ア、イ、ウ及びエ、オを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点天第179号（天草市深海町（以下、「深海町」という。）と天草市河浦町（以下、「河浦町」という。）宮野河内との海岸線における漁業権の境界）

ア 基点1と河浦町産島南西端を見通した線から基点1を基点として右へ10度43分の線と天草市新和町立の鼻から河浦町宮野河内上の島西端を見通した線とが交わる

イ 天草市久玉町（以下、「久玉町」という。）と深海町との境界ニッ石から鹿児島県長島行人岳山頂を見通した線と久玉町小松崎から

同町赤島北端を見通した線とが交わる場所

ウ 久玉町と深海町との境界ニッ石

エ 久玉町と深海町との境界東側

オ 久玉町と深海町との境界黒崎

別記 27 操業区域（天草第 11 号共同漁業権漁場内 倉岳地先）

次のア、イ、ウ、エ、オを順次に結んだ線及びカと基点 1 を結んだ線と最大高潮時海岸線により囲まれた区域

基点 1 熊本県漁場基点天第 227 号（上天草市龍ヶ岳町（以下、「龍ヶ岳町」という。）切支丹鼻南端）

基点 2 熊本県漁場基点天第 229 号（龍ヶ岳町横島南端）

基点 3 熊本県漁場基点天第 232 号（龍ヶ岳町大道漁港池の浦東側防波堤北西端）

ア 天草市倉岳町（以下、「倉岳町」という。）と天草市栖本町との海岸線における境界

イ 倉岳町阿房の浦橋東角から黒島北東端を見通した線上、阿房の浦橋東角から 1,700 メートルのところ

ウ 基点 2 と基点 3 を見通した線から基点 2 を基点として右へ 171 度 55 分、2,295 メートルのところ

エ 基点 2 と基点 3 を見通した線から基点 2 を基点として右へ 170 度 30 分、1,000 メートルのところ

オ 龍ヶ岳町横島西海岸における龍ヶ岳町と倉岳町との境界

カ 龍ヶ岳町横島北端

別記 28 操業区域（姫戸地先）

次の基点 1、ア、イ、ウ、エ、基点 3 を順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線により囲まれた区域

基点 1 熊本県漁場基点第 242 号（上天草市龍ヶ岳町（以下、「龍ヶ岳町」という。）と上天草市姫戸町（以下、「姫戸町」という。）との海岸線における境界）

基点 2 熊本県漁場基点第 248 号（姫戸町舟揚島東端）

基点 3 熊本県漁場基点第 249 号（姫戸町と上天草市松島町との海岸線における境界）

ア 基点 1 と姫戸町赤島南端を見通した線から基点 1 を基点として右へ 7 度 45 分、1,260 メートルのところ

イ 龍ヶ岳町黒島北端から八代市鼠蔵山山頂を見通した線上、黒島北端から 1,000 メートルのところ

ウ 基点 2 と八代市黒島山頂を見通した線から基点 2 を基点として右へ 39 度、1,800 メートルのところ

エ 基点 3 から八代市黒島山頂を見通した線上、基点 3 から 2,400 メートルのところ

別記 29 操業区域（大矢野町維和地先）

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、アを順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線により囲まれた区域

基点 1 熊本県漁場基点火第 5 号（宇城市三角町（以下、「三角町」という。）戸馳大崎の鼻）

基点 2 熊本県漁場基点天第 41 号（上天草市大矢野町（以下、「大矢野町」という。）大潟塔ノ崎東端）

基点 3 熊本県漁場基点天第 54 号（大矢野町上大戸ノ鼻南端）

基点 4 熊本県漁場基点火第 7 号（三角町戸馳島灯台）

ア 基点 1 と三角町寺島灯標を見通した線から基点 1 を基点として右へ 292 度 40 分、181 メートルのところ

イ 基点 2 と三角町三角岳山頂を見通した線から基点 2 を基点として右へ 63 度 29 分、720 メートルのところ

ウ 大矢野町維和禿島西端より真方位 270 度、180 メートルのところ

エ 大矢野町横島北端より真方位 90 度、180 メートルのところ

オ 大矢野町笹島西端と大矢野町長砂連東端を結ぶ線の中央点

カ 基点 3 から上天草市松島町（以下、「松島町」という。）船人島北端を見通した線上、基点 3 から 900 メートルのところ

キ 基点 3 から松島町太郎丸岳山頂を見通した線上、基点 3 から 720 メートルのところ

ク 基点 3 と松島町下大戸ノ岬灯台を見通した線から基点 3 を基点として右へ 344 度 20 分、540 メートルのところ

ケ 基点 3 と八代市小築島北東端を見通した線から基点 3 を基点として右へ 8 度 14 分、900 メートルのところ

コ 基点 4 と八代市弁天島山頂を見通した線から基点 4 を基点として右へ 5 度 30 分、1,230 メートルのところ

サ 基点 4 と弁天島山頂を見通した線から基点 4 を基点として右へ 2 度 32 分、663 メートルのところ

シ 基点 4 と弁天島山頂を見通した線から基点 4 を基点として右へ 65 度 32 分、181 メートルのところ

別記 30 操業区域（天共第 1 号共同漁業権漁場内 登立地先）

次の基点 1、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、基点 5 を順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線により囲まれた区域。ただし、ウ、エ間は瀬戸の中央線とする。

基点 1 上天草市大矢野町（以下、「大矢野町」という。）串北端

基点 2 熊本県漁場基点天第 1 号（大矢野町三角灯台）

基点 3 熊本県漁場基点火第 2 号（宇城市三角町（以下、「三角町」という。）三角港荷島灯台）

基点 4 熊本県漁場基点天第 41 号（大矢野町大潟塔ノ崎東端）

基点 5 大矢野町中と同町登立との境界

ア 基点 1 から長崎県堂崎を見通した線上、基点 1 から 1,900 メートルのところ

- イ 基点 2 と三角町三角岳山頂を見通した線から基点 2 を基点として右へ 248 度 30 分、2,950 メートルのところ
- ウ 基点 2 から三角岳山頂を見通した線上、大瀬戸の中央点
- エ 基点 3 と寺島灯標を見通した線から基点 3 を基点として右へ 106 度 21 分、181 メートルのところ
- オ 基点 4 と三角岳山頂を見通した線から基点 4 を基点として右へ 63 度 29 分、720 メートルのところ
- カ 大矢野町禿島西端から真方位 270 度、180 メートルのところ
- キ 基点 5 から大矢野町野牛島三角点を見通した線上、基点 5 から 540 メートルのところ

別記 31 操業区域（大矢野町上地先）

次の基点 1、ア、イ、ウ、エ、基点 4 の各点を順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線により囲まれた区域

基点 1 上天草市大矢野町（以下、「大矢野町」という。）上と同町中との境界

基点 2 熊本県漁場基点天第 15 号（大矢野町黒島西端）

基点 3 熊本県漁場基点天第 11 号（大矢野町羽千島北端）

基点 4 大矢野町串北端

ア 基点 1 から天草市五和町御領長崎鼻を見通した線上 4,500 メートルのところ

イ 基点 2 と大矢野町湯島南西端を見通した線から基点 2 を基点として右へ 339 度、1,300 メートルのところ

ウ 基点 3 と湯島北端を見通した線から基点 3 を基点として右へ 36 度 38 分、1,000 メートルのところ

エ 基点 4 から長崎県堂崎を見通した線上、基点 4 から 1,900 メートルのところ

別記 32 操業区域（大矢野町中地先）

次の基点 1、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、基点 5 を順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線により囲まれた区域。ただし、エ、オ間は瀬戸の中央線とする。

基点 1 上天草市大矢野町（以下、「大矢野町」という。）中と同町上との境界点

基点 2 熊本県漁場基点天第 84 号（上天草市松島町（以下、「松島町」という。）高杓島北西端）

基点 3 熊本県漁場基点天第 64 号（松島町船人島北端）

基点 4 熊本県漁場基点天第 54 号（大矢野町上大戸ノ鼻南端）

基点 5 大矢野町中と同町登立との境界点

ア 基点 1 から天草市五和町御領長崎鼻を見通した線上、基点 1 から 4,500 メートルのところ

イ 基点 2 と大矢野町湯島南西端を見通した線から基点 2 を基点として右へ 353 度 50 分、1,100 メートルのところ

- ウ 基点 2 と大矢野町鳩の釜西端を見通した線から基点 2 を基点として右へ 352 度 30 分、720 メートルのところ
- エ 松島町永浦島西端と大矢野町中小泊鼻とを結んだ線の中央点
- オ 永浦島北東端と大矢野町中丸山鼻東端とを結んだ線の中央点
- カ 基点 3 から大矢野町中新開黒岩鼻を見通した線上、基点 3 から 540 メートルのところ
- キ 基点 3 から大矢野町中恵比須鼻を見通した線上、基点 3 から 540 メートルのところ
- ク 基点 4 から松島町船人島北端を見通した線上、基点 4 から 900 メートルのところ
- ケ 大矢野町笹島西端と同町長砂連東端を結ぶ線の中央点
- コ 大矢野町横島北端より真方位 90 度、180 メートルのところ
- サ 大矢野町維和禿島西端より真方位 270 度、180 メートルのところ
- シ 基点 5 から大矢野町野牛島三角点を見通した線上、基点 5 から 540 メートルのところ